

## 品川区心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱

制定	平成 4 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 27 号
改正	平成 12 年 2 月 29 日	要綱第 8 号	
改正	平成 13 年 2 月 6 日	要綱第 11 号	
改正	平成 14 年 3 月 25 日	要綱第 25 号	
改正	平成 15 年 4 月 1 日	要綱第 26 号	
改正	平成 20 年 3 月 31 日	要綱第 50 号	
改正	平成 21 年 3 月 25 日	部長決定	要綱第 288 号
改正	平成 27 年 3 月 31 日	区長決定	要綱第 367 号
改正	平成 27 年 12 月 28 日	区長決定	要綱第 542 号
改正	平成 29 年 6 月 9 日	部長決定	要綱第 98 号
改正	平成 30 年 3 月 5 日	区長決定	要綱第 27 号
改正	平成 31 年 2 月 1 日	部長決定	要綱第 161 号
改正	令和 3 年 1 月 4 日	区長決定	要綱第 6 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、外出困難な心身障害者の日常生活のために必要な自動車燃料費の一部を助成することにより、心身障害者の生活の利便および生活圏の拡大を図り、もって福祉の増強に資することを目的とする。

### (対象者)

第 2 条 この事業の対象者は、次に掲げる要件を備えている者とする。

(1) 区内に住所を有すること。

(2) 障害の程度が、①から④のいずれかに該当すること。

①身体障害者手帳の交付を受け、肢体不自由であって下肢機能もしくは体幹機能に係る障害または脳原性運動機能障害のうち移動機能障害について、障害の程度が 3 級以上の者

②身体障害者手帳の交付を受け、視覚障害の程度が 2 級以上の者

③身体障害者手帳の交付を受け、内部障害の程度が 1 級の者

④東京都愛の手帳の交付を受け、障害の程度が 2 度以上の者

(3) 障害者本人または生計を一にする同居の親族が、障害者の利便に供する自動車または軽自動車（営業車および二輪車を除く。）を所有すること

(4) 品川区心身障害者福祉タクシー事業実施要綱に基づく福祉タクシー利用券（以下「利用券」という。）の交付を受けていないこと。

### (自動車燃料の種類)

第 3 条 対象者への自動車燃料費の助成は、ガソリンおよび軽油の 2 種類について行うものとし、オイル代、洗車代その他の費用は含まないものとする。

### (助成券)

第 4 条 区長は、本事業を効果的に実施するため、次に定める自動車燃料費助成券（第 1

号様式。以下「助成券」という。)を対象者に対して交付する。

- (1) 助成券の券面額は、500円とする。
- (2) 助成券の交付枚数は、別表第1に掲げる申請月の区分に応じ、同表に定めるとおりとする。
- (3) 助成券の有効期間は、当該助成券を発行した日の属する年度内とする。

(助成券の交付等)

第5条 助成券の交付を受けようとする者は、自動車燃料費助成券交付申請書(第2号様式)を提出するとともに、身体障害者手帳または東京都愛の手帳を提示して、区長に申請するものとする。

- 2 区長は、前項の申請があった場合において、交付を適当と認めるときは助成券を交付する。
- 3 区長は、前2項の規定にかかわらず前年度に助成券を交付した者については、当該年度の当初に第1項に規定する申請があったものとみなして、第2条に規定する要件を調査し、該当することを確認した者に助成券を交付するものとする。この場合においては、郵送により交付することができる。
- 4 新たに身体障害者手帳もしくは東京都愛の手帳を取得し、または品川区に転入することにより対象者としての要件を備えることとなった者が助成券の交付を希望する場合は、身体障害者手帳または東京都愛の手帳の交付申請または住所変更の手続きをもって第1項に規定する申請に代えることができる。この場合において、区長は、福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券引換券(第3号様式)を交付し、助成券の交付状況を助成券の交付を受けた者(以下「助成対象者」という。)の身体障害者手帳または東京都愛の手帳に記録するものとする。
- 5 区長は、助成対象者が利用券の交付を希望する場合においては、既に交付された助成券を返却することにより、当該年度内1回に限り交換するものとする。この場合に交付する利用券の枚数は、別表第2に掲げる返却した助成券の券面額の区分に応じ、同表に定めるとおりとする。

(業務の委託)

第6条 区長は、この事業の目的を達成するため、次に掲げる業務について、当該各号に定める者に委託する。

- (1) 自動車燃料の供給に関する業務 別に定める燃料販売店
- (2) 助成券の交付および第8条に規定する前号の燃料販売店に対する支払に関する業務 (福)品川区社会福祉協議会

(助成券の使用)

第7条 助成対象者が助成券を使用するときは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 助成対象者は、ガソリン代または軽油代に相当する券面額の助成券を燃料販売店に提出すること。
- (2) 助成対象者は、ガソリン代または軽油代が助成券の券面額を超える場合は、その超える額を負担すること。

(支払)

第8条 燃料販売店は、助成券を集約し、請求書に同券を添えて、自動車燃料費等を区長に対して請求するものとする。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、内容を審査し、適正と認めるときは助成券の券面額の合計額を自動車燃料費として、その合計額の4パーセント相当額を事務手数料として、それぞれ燃料販売店に支払うものとする。

(資格の消滅)

第9条 助成対象者が死亡したときまたは第2条に掲げる要件に該当しなくなったときは、自動車燃料費の助成を受ける資格は消滅する。この場合において、区長は、未使用の助成券があるときは速やかに返還させるものとする。

(不正使用の禁止)

第10条 助成対象者は、助成券を不正に使用し、または他人に譲渡してはならない。

2 区長は、助成対象者が前項の規定に違反したときは、助成券の交付の決定を取り消すものとする。

3 区長は、前項の規定により助成券の交付決定を取り消した場合は、助成券の返還を命ずるものとし、次年度以降の助成券および利用券を交付しないことができる。

4 区長は、助成対象者が第1項の規定に違反したときは、当該助成対象者から助成額の全部または一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

付則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する

付則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成28年1月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成29年7月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成31年2月1日から適用する。

付則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別表第 1

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
72枚	66枚	60枚	54枚	48枚	42枚	36枚	30枚	24枚	18枚	12枚	6枚

別表第 2

返却した利用券の 券面額	3,000円未満	3,000円以上 6,000円未満	6,000円以上 9,000円未満	9,000円以上 12,000円未満	12,000円以上 15,000円未満	15,000円以上 18,000円未満	18,000円以上 21,000円未満
交換する助成券の 枚数	交換不可	(3,500円)	(7,000円)	(10,500円)	(14,000円)	(17,500円)	(21,000円)
500円券	(0枚)	6枚	12枚	18枚	24枚	30枚	36枚
100円券	(0枚)	5枚	10枚	15枚	20枚	25枚	30枚

返却した利用券の 券面額	21,000円以上 24,000円未満	24,000円以上 27,000円未満	27,000円以上 30,000円未満	30,000円以上 33,000円未満	33,000円以上 36,000円未満	36,000円
交換する助成券の 枚数	(24,500円)	(28,000円)	(31,500円)	(35,000円)	(38,500円)	(42,000円)
500円券	42枚	48枚	54枚	60枚	66枚	72枚
100円券	35枚	40枚	45枚	50枚	55枚	60枚

第1号様式（第4条関係）

助成券の表紙

(表)

年度

品川区

# 自動車燃料費助成券

有効期間

(1か月分)

年 月 日から

500円券6枚

年 月 日まで

(裏)

## 利用上の注意

### ●利用方法

品川区内のガソリンスタンドにかぎり使用できます。

燃料費が利用券の券面額を超える場合、超えた金額は現金でお支払ください。

助成券では釣銭を受け取ることは出来ません。

燃料とはガソリン、軽油のことで、洗車料やオイル代等は含みません。

### ●その他

この助成券は、他人に貸したり、譲渡することができません。

この助成券は、障害者が運転、または利用する車両にのみ使用できます。

有効期限が過ぎたり区外へ転出したときは、残りの券をお返してください。

助成券

(表)

年度	品川区
自動車燃料費助成券	
¥ 5 0 0	有効期間
*品川区内のガソリンスタンド以外での給油はできません。	年 月 日から
*この助成券は、ガソリン又は軽油に限り使用できます。	年 月 日まで
*釣銭をうけとることはできません。	品川区長 印 <input type="text"/>

(裏)

燃料販売店へのお願い	
下欄の給油事項を必ずご記入のうえ、団体に提出してください。	
取り扱い店	<input type="text"/>
給油年月日	<input type="text"/>
事務取り扱い・問い合わせ 品川区社会福祉協議会 TEL 5 7 1 8 - 7 1 7 1	

品川区心身障害者自動車燃料費助成券交付申請書

年 月 日

品川区長 あて

次のとおり自動車燃料費助成券の交付を申請します。

新規・更新

障害者	住 所	品川区 丁目 番 号 電話 ( )		
	氏 名	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	
	手帳区分	1. 下肢・体幹 2. 視覚障害 3. 内部障害 4. 東京都愛の手帳	1～3級 1・2級 1 級 1・2度	受領印

(障害者が20歳未満の場合はご記入ください。)

扶養義務者	住 所	区 丁目 番 号 市 町		
	氏 名	障害者との関係		受領印

申請者 (障害者または扶養義務者と同じ場合は記入不要です。)

氏 名 (障害者との関係 ) (受領印)

住 所 電 話



## 品川区福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券 引換券

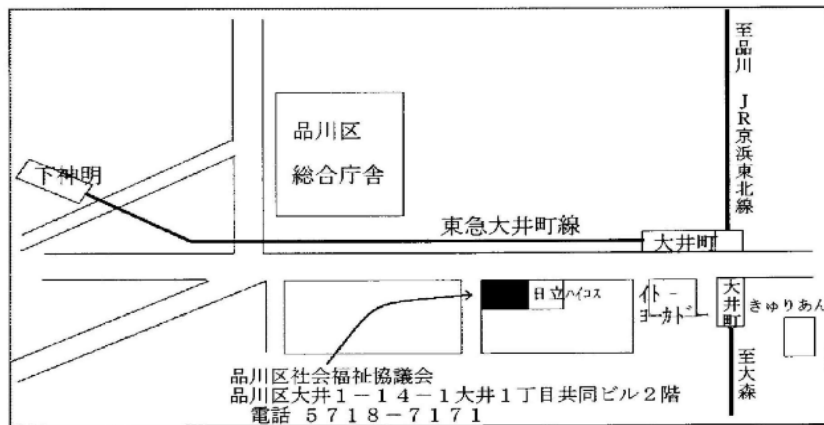
障害者	住所			
	氏名		生年月日	電話 ( )
	手帳区分	1. 下肢・体幹機能障害	1～3級	
		2. 視覚障害	1・2級	
		3. 内部障害	1級	
		4. 愛の手帳	1・2度	

申請者	住所			
	氏名		障害者との関係	電話 ( )

※この券に必要な事項を記入のうえ、障害者手帳または愛の手帳と一緒に品川区社会福祉協議会へ渡してください。

(注) この券は再発行いたしませんのでご注意ください。

品川区社会福祉協議会案内図



受付印 (障害者福祉課)

受付印 (社会福祉協議会)